# 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法 （昭和四十五年法律第百六号）

政府は、当面の米穀の需給事情等にかんがみ、米穀の円滑な輸出に資するため、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、その保有する米穀を当該各号に掲げる条件により売り渡すことができる。

###### 一

外国の政府その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定する者

###### 二

前号に掲げる者以外の者

##### ２

前項の規定による米穀の売渡しは、開発途上にある諸国の米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行なうものとする。

##### ３

農林水産大臣は、第一項各号の規定による支払方法を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

# 附　則

この法律は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年七月五日法律第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

###### 一

第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定